

各部等の長 様

富津市長 高橋 恭市
(公印省略)

令和7年度当初予算編成方針について（通知）

このことについて、下記のとおり通知する。

記

1 財政の現状と基本方針

将来にわたる持続可能な行政経営の実現に向け、平成27年度からは経営改革プラン、令和3年度からは中期財政計画【経営改革5か年計画】により、身の丈に合った規律ある財政運営に取り組んでいるところである。

このような中、昨年度の中期収支見込み作成段階では、普通建設事業費の財源となる地方債の大幅な増額により、後年度に負担となる公債費が急激に増加する試算となったことから、計上を予定していた一部の普通建設事業を一時休止することとした。

このため、今年度の中期収支見込みの作成に当たっては、厳しい財政状況の中においても、本市の将来を見据え、着実に実施する必要のある事業を選択するとともに、その財源を特定目的基金の設置により計画的に確保することで、持続可能な行政経営の実現に向けた収支見込みの作成に努めたところである。

令和7年度当初予算の編成に当たっては、職員一人ひとりが、最少の経費で最大の効果を上げることを意識するとともに、新たなまちの魅力発見や子育てしやすい環境づくり、災害に強いまちづくり、計画的な施設管理など、未来への投資にも、限りある経営資源を効果的・効率的に配分できるよう英知を集結されたい。

これまで、施策の推進に当たっては、事業内容を市民の皆さんに知っていただき、理解していただき、協力していただいていたところであるが、引き続き、市民の皆さんとの協働により、自信を持って次世代にバトンを渡せる元気な富津市づくりに取り組むとともに、「誇りと愛着を持てるまち」の実現に向けた礎となる将来を見据えた事業に着実に取り組むこととする。

各部等の長は、限られた財源を有効に活用するため、既存事業について、目的、成果及び達成状況の観点から総点検の実施を徹底するとともに、コスト感覚と創意工夫のもと予算要求に臨まれたい。

2 総括的事項

(1) 予算要求・査定方式

一件ごとの査定方式とするが、新規事業を要求する場合は、制度設計を十分に行うとともに、所期の目的を達成した事業を廃止するなど、事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本とすること。

また、経常収支比率が高い水準となっていることから、先例にとらわれない改善策や効率的な予算執行方法を検討したうえで、経常的経費の抑制に取り組むこと。

(2) PDCAサイクルの実施（事業シートの活用）

令和7年度当初予算用事業シートの作成に当たっては、全ての事業について、その効果が最大限発揮されるように、令和5年度決算用事業シート及びまち・ひと・しごと創生総合戦略実行計画における事業評価シートの達成状況を基に総点検を行うこと。そのうえで、客観的な指標や証拠に基づき、政策の成果や費用対効果を検証し、検証の結果、効果等が低い事業については、廃止も視野に入れ、必要な見直しや再構築を検討すること。

(3) 予算要求に係る創意工夫

当初予算要求は、事業内容を見直す契機と捉え、柔軟な発想や創意工夫により、新たな財源の確保、また、事業の見直しなどを積極的に実行すること。

また、デジタル技術や民間の発想などに基づく手法を取り入れるなど、コストの縮減と行政サービスの向上に努めるとともに、経費の見積もりに当たっては、過去の決算や執行状況について、徹底した分析と検証を行い、事業の評価や実績を踏まえ、積算すること。

(4) 中期収支見込み（令和7～11年度）の計上事業

これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来にわたる持続可能な行政経営の実現に向けた計画的な財政運営を行うため、中期収支見込みに計上した事業を予算要求における基本的な事業とする。

ただし、より効果的・効率的に事業を実施できるよう再度、事業内容及び事業費等の精査を行うこと。

(5) 公約の実現

市長公約（2期目）の施策は継続して実施することとし、3期目に係る施策については、事業の制度設計や効果的な実施方法等を十分に検討するとともに、事業の進捗状況を適切に管理すること。

3 歳入に関する事項

(1) 市税

市税は歳入の根幹であることから、経済及び税制の動向を注視するとともに、企業の設備投資の動向等、課税客体の捕捉を徹底すること。

また、滞納処分の推進により徴収率を向上させ、税負担の公平性を確保すること。

(2) 地方譲与税及び交付金

配分基準や地方財政計画などを見極めるとともに、景気の動向を捉え、的確に見積もること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、「使用料・手数料の見直し基本方針」に基づき、適切かつ妥当な水準に留意して所要額を要求すること（見直しに当たっては、財政課と十分協議すること。）。

(4) 国・県支出金

貴重な財源を確保し、最大限に活用することで、できる限り一般財源を節減するため、国及び県の予算の動向を迅速、かつ、的確に把握するとともに、新たな補助金や交付金制度などの情報収集に努め、再度総点検を実施すること。

また、例年、国及び県の定める補助率より低く算定される補助金等は、直近の補助率などを用いて積算し、実態に沿った率で見積もること。

(5) 財産収入

遊休地等の売却可能な普通財産は、積極的に売却を行うこと。

(6) 繰入金

特定目的基金については、当該基金の目的に則り、財源として有効的に活用すること。

(7) 市債

一定の期間にわたり公債費として償還するものであり、後年度の一般財源を圧迫する大きな要因であることから、その対象となる事業の効果はもとより、事業そのものの必要性を十分に検討すること。

また、その元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債を選択できるよう、必ず財政課と事前に調整すること。

(8) その他

他団体の先進事例等を参考に、あらゆる手法により財源の確保に努めるとともに、一般財源となる歳入については、市の全ての事業を実施するうえでの貴重な財源であるため、積極的に情報収集を行うこと。

4 歳出に関する事項

(1) 人件費

一般職人件費（時間外勤務手当などの変動分を含む。）については、職員定員適正化計画に基づく職員配置見込み等を勘案し、総務課で要求すること。

会計年度任用職員人件費については、総務課発出の通知に基づき、担当課で要求すること。ただし、要求に当たっては、現行の業務内容、業務量及び繁忙期を把握したうえで、部局内で組織横断的かつ柔軟に配置を計画するなど、人的資源の最適配置に努めるとともに、その必要性を十分に精査し、人員及び経費について必要最小限の要求とすること。

(2) 物件費

既定事業に係る経費であっても、効率的な予算執行方法等を検討したうえで、経費の節減に努めること。

委託料については、時代の変化により不要となったものがないか、また、業務委託により効率化が図られるものがないかなど、実施方法の見直しを含め、検討すること。

(3) 維持補修費

公共施設の効用を保全するための経費であるとともに、国家賠償法における賠償責任の観点からも安全な水準を維持することが不可欠であり、これを担保することによって市民の安全・安心に直結することから、個別施設計画等を踏まえ、適切な所要額を要求すること。

(4) 扶助費

年々増加傾向にあり、中期収支見込みでは2.7%の伸びを見込んでいる。

過大な要求とならないよう適切に見積もるとともに、市単独の扶助費については、その必要性を再検討し、対象者、所得制限の導入、給付水準の見直し等を十分に検討すること。また、その特定財源については確実に確保すること。

(5) 補助費等（負担金、補助金等）

行政として支出すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて、再度見直しを検討し、その支出の目的、根拠、対象、効果等を調査・検証したうえで要求すること。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業等については、財源確保の見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、原則として、中期収支見込みに計上した事業以外は認めない。

また、設計に当たっては綿密な現地調査等により、事業内容及び事業費等の精査を行い、補正予算又は予算流用により経費を賄うことが無いように留意されたい。

施設の改築等を行う場合は、将来の利活用等も見据え、真に必要な規模や内容になっているか等について精査する必要がある。事業の構想・設計の段階で十分な精査を行い、ライフサイクルコストの縮減にもつながるように努めること。

5 その他の事項

(1) 特別会計

本予算編成方針を十分考慮のうえ要求すること。

また、一般会計から基準外の繰り入れを行わないことはもとより、基準内の繰り入れについても、経費節減や事務事業の合理化・効率化を行い、繰入金を最小限にとどめるように努めること。

(2) その他

経常的経費の補正予算又は予算流用は原則として認めないので、事業費の見積り誤りなどには十分留意されたい。

上記に掲げるほか、詳細については「当初予算要求書作成要領」及び「当初予算経費別見積基準」を参照すること。

6 予算編成の日程

- | | |
|------------|---|
| (1) 要求期限 | 10月28日(月) |
| (2) 説明聴取 | 11月上旬(11月1日～) |
| (3) 編成過程公表 | 11月下旬(要求状況)、1月上旬(一次査定状況)、
2月中旬(最終査定状況) |
| (4) 査定 | 1月上旬まで |
| (5) 内示 | 1月15日(水) |
| (6) 議会提案 | 2月21日(金) |